[様式第１２号](http://www1.g-reiki.net/reiki327d/reiki_word/00017012042312221.doc)(第５条関係)

請求書

(ポスターの作成)

　　雲南市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

　　令和２年１１月　　日

　　雲南市長　速　水　雄　一　様

氏名又は名称及び住所並びに

法人にあってはその代表者の氏名住所

　　　　　印

記

　１　請求金額　　　　　　　　円

　２　内訳

　　　　別紙請求内訳書のとおり

　３　令和２年１１月１５日執行　雲南市議会議員一般選挙

　４　候補者の氏名

　５　銀行名、口座名及び口座番号

　　　　別途提出「口座振替払申出書兼債権者登録（変更・追加）申出書」のとおり

　備考

　　１　この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書と共に選挙の期日後速やかに提出してください。

　　２　候補者が供託物を没収された場合には、雲南市に支払を請求することはできません。

　　３　この請求書には、納品書の写しを添付してください。

(別紙)

請求内訳書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ポスター掲示場数 | 作成金額 | 基準限度額 |
| 単価A | 枚数B | 金額A×B=C | 単価D | 枚数E | 金額D×E=F |
| ２３６箇所 | 　　　　円 | 　　　　枚 | 　　　　　円 | 975円 | 236枚 | 230,100円 |
|  | 請求金額 | 備考 |  |
| 単価G | 枚数H | 金額G×H=I |  |
| 　　　　円 | 　　　　枚 | 　　　　　円 |  |

　備考

　　１　「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

　　２　D欄には、次により算出した額を記載してください。

　　　(1)　当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が５００以下の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　106,000円+525円6銭×ポスター掲示場数　　　ポスター掲示場数 | ＝ | 単価（1円未満の端数は切上げ） |

　　　(2)　当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が５００を超える場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　361,240円+27円50銭×（ポスター掲示場数-500）　　　ポスター掲示場数 | ＝ | 単価（1円未満の端数は切上げ） |

　　３　E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

　　４　G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

　　５　H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。